



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
3月31日  
号外(2)  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 規 則

- ※滋賀県職員の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則(総務課) ..... 1
- ※滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則(人事課) ..... 5
- ※滋賀県技能労務職員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則(人事課) ..... 5
- ※滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則(県民活動生活課) ..... 5
- ※滋賀県財務規則の一部を改正する規則(管理課) ..... 5
- ※滋賀県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可および監督に関する規則を廃止する規則(総務課) ..... 9
- ※滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則(DX推進課) ..... 9
- ※児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則(障害福祉課) ..... 9
- ※滋賀県立総合保健専門学校学則の一部を改正する規則(医療政策課) ..... 10
- ※滋賀県立看護専門学校学則の一部を改正する規則(医療政策課) ..... 12
- ※滋賀県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則(労働雇用政策課) ..... 12
- ※滋賀県養蜂振興法等施行細則の一部を改正する規則(畜産課) ..... 12
- ※滋賀県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則(畜産課) ..... 12
- ※滋賀県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則(森林保全課) ..... 13
- ※滋賀県建設工事執行規則の一部を改正する規則(監理課) ..... 13
- ※滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(自然環境保全課) ..... 13
- ※滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則(琵琶湖保全再生課) ..... 23
- ※滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則(スポーツ課) ..... 25
- ※滋賀県消防学校規則の一部を改正する規則(防災危機管理局) ..... 25
- ※滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則(子ども若者政策・私学振興課) ..... 29

### ○ 告 示

- ※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正(中小企業支援課) ..... 29
- ※滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正(監理課) ..... 43
- ※新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域の一部改正(環境政策課) ..... 44

## 規 則

滋賀県職員の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第24号

滋賀県職員の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、職員が職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟を提起された場合に当該損害賠償請求訴訟の遂行を知事が支援することに関し必要な事項を定めることにより、職員が職務に精励することができる環境を整備し、もって公務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 次に掲げる者(これらの者であった者を含む。)をいう。

ア 知事

イ 副知事

ウ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員のうち、知事が任命した  
もの

エ その他知事が認める者

(2) 損害賠償請求訴訟 職員がその職務(知事の権限に属する事務に係るものに限る。)を行うについて故意または過失によって違法に他人(県を除く。以下同じ。)に損害を加えたとして、当該他人が当該職員に損害の賠償を求める訴訟をいう。

(3) 対象行為 損害賠償請求訴訟において損害の原因とされた行為をいう。

(支援を要する旨の申出)

**第3条** 職員は、損害賠償請求訴訟を提起された場合において、当該損害賠償請求訴訟を遂行するために支援を要するときは、その旨を知事に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる書類を添付した申出書(別記様式)により行わなければならない。

(1) 訴状、書証、期日呼出状その他当該損害賠償請求訴訟に関し裁判所から送達された書類の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

(調査等)

**第4条** 知事は、前条第1項の規定による申出があった場合において、必要があると認めるときは、当該申出をした職員、対象行為に係る所属の長その他の関係職員等に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前条第1項の規定による申出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(1) 前条第1項の規定による申出を行った者が第2条第1号アに掲げる者であるとき。

(2) 前条第1項の規定による申出を行った者が第2条第1号アに掲げる者以外の職員である場合において、必要があると認めるとき。

(支援の実施)

**第5条** 知事は、第3条第1項の規定による申出に応じることが適当と認める場合は、当該申出に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援を行うものとする。

2 前項の規定による支援は、次に掲げるもののうち、知事が必要と認めるものとする。

(1) 裁判所に提出する書面の作成に関する助言

(2) 前号に掲げるもののほか、損害賠償請求訴訟の遂行のために必要な支援

(他の任命権者等の支援)

**第6条** 知事は、他の任命権者または執行機関(知事が認める機関を含み、任命権者を除く。以下同じ。)から、他任命権者等損害賠償請求訴訟(当該他の任命権者もしくは執行機関またはその委員もしくは事務局職員等(これらの者であった者を含む。以下「他任命権者等」という。)がその職務(当該他の任命権者または執行機関の権限に属する事務に係るものに限る。)を行うについて故意または過失によって違法に他人に損害を加えたとして、当該他人が当該他任命権者等に損害の賠償を求める訴訟をいう。以下同じ。)を他任命権者等が遂行するために知事の支援を要する旨の申出があった場合は、職員の例により、適当と認める場合に当該他任命権者等が当該他任命権者等損害賠償請求訴訟を遂行するための支援を行うものとする。

(支援の打ち切り)

**第7条** 知事は、第5条第1項の規定による支援または前条の規定による支援を継続することが適当でないとする場合は、当該支援を打ち切るものとする。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第3条関係)

申出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申出者

所属・職

氏名

下記の訴訟の遂行については、知事による支援が必要ですので、滋賀県職員の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則第3条第1項の規定により申し出ます。

記

- 1 事件番号および事件名
- 2 当事者
  - (1) 原告
  - (2) 被告
- 3 第1回口頭弁論期日
- 4 答弁書提出期限
- 5 訴訟において損害の原因とされた行為の時期(年度)および当時の所属
- 6 訴訟において損害の原因とされた行為に係る事実関係
- 7 原告の主張に対する申出者の意見

注1 職員であった者が申し出る場合は、申出者の所属・職の欄に住所および電話番号を記入してください。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第25号

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和32年滋賀県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第3条中「であつて」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県技能労務職員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第26号

滋賀県技能労務職員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県技能労務職員の初任給等に関する規則(昭和32年滋賀県規則第54号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「第2条第2号および第6号から第8号までに規定する者であるときは68号給を、同条第15号」を「第2条第15号」に、「32号給」を「、32号給」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表第1技能労務職員(2)の項から技能労務職員(4)の項までを次のように改める。

|           |       |          |
|-----------|-------|----------|
| 技能労務職員(2) | 高 校 卒 | (1) 9号給  |
| 技能労務職員(3) | 高 校 卒 | (1) 1号給  |
| 技能労務職員(4) | 高 校 卒 | 特(1) 1号給 |

別表第1備考4を削る。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第27号

滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則(令和2年滋賀県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「期間等」を「期間」に改め、同条第1項中「30日」を「60日」に改め、同項ただし書中「60日」を「90日」に改め、同条第2項中「同一の」を「前項の規定にかかわらず、貸出しに係る特定歴史公文書等が国指定重要文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により重要文化財に指定されているものをいう。以下同じ。)である場合は、当該」に、「回数」を「期間」に、「2回を超えないもの」を「60日以内」に改める。

第27条第2項第4号中「(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により重要文化財に指定されているものをいう。)」を削り、「同法」を「文化財保護法」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第28号

滋賀県財務規則の一部を改正する規則

滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第8条第6号を次のように改める。

(6) 削除

第8条第10号カを削り、同号キ中「甲賀納税課、湖東納税課」を「甲賀管理課、湖東管理課」に改め、同号キを同号カとする。

第48条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第53条第6項ただし書中「翌営業日」の右に「(会計管理者の承認を得た場合にあつては、会計管理者の承認した期日)」を加える。

第104条第3項中「および令第161条第1項第13号」を「ならびに令第161条第1項第9号および第13号」に改める。

第109条に次の1号を加える。

(8) 法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付させる収入金の取扱いに係る手数料 当該収入金 第150条の4第1項ただし書中「翌日」の右に「(会計管理者の承認を得た場合にあつては、会計管理者の承認した期日)」を加える。

第150条の6第2項中「第57条第1項」を「第53条第1項」に、「第53条第1項」を「同条第1項」に改める。

第164条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第168条第2項第1号中「第164条第1項第2号」を「第164条第1項第1号」に改める。

第190条第1項第7号を削る。

第255条第1項第9号中「、軽自動車税環境性能割」を削る。

第281条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 この規則に定める様式によることができないときは、あらかじめ会計管理者の承認を得て、別に様式を定めることができる。

別表第1出納員の表第2条第4号に規定する地方機関の部中「甲賀納税課長」を「甲賀管理課長」に、「湖東納税課長」を「湖東管理課長」に、「工業技術総合センター、東北部工業技術センター」を「南部産業技術共創センター、北部産業技術共創センター」に改め、同部平和祈念館の項を削り、別表第1現金取扱員の表第2条第2号に規定する課の部中「証紙の売りさばき」を「現金集中窓口」に改め、同表第2条第4号に規定する地方機関の部中「(納税課を含む。)」を削る。

別表第4中

|   |       |       |          |          |    |
|---|-------|-------|----------|----------|----|
| 「 | 2 郵券類 | ア収入印紙 | イ収入証紙    | ウ切手・はがき類 | を  |
| 「 | 2 郵券類 | ア収入印紙 | イ切手・はがき類 |          | に改 |

める。

別記様式第3号の2および別記様式第49号の2中「お問合せ窓口は、裏面に記載しております。」を削る。

別記様式第140号を次のように改める。

様式第140号 削除

別記様式第148号の2を次のように改める。

様式第148号の2 (第209条、第210条、第213条関係)

(その1)

入札書(物品)

|        |         |
|--------|---------|
| 入札目的   |         |
| 引渡場所   |         |
| 引渡期限   | 年 月 日まで |
| 引渡方法   |         |
| 入札保証金額 | 円       |

| 入札金額 |        |    |    |    |    |
|------|--------|----|----|----|----|
| 内容   | 品名・規格等 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|      |        |    |    | 円  | 円  |

※ 「単価」欄は「円」を単位として、小数点以下第2位(「銭」の位)まで記載できます。ただし、「金額」欄には「円」単位(整数)しか記載できません。

上記の金額をもって販売したいので、仕様書、契約書案および滋賀県財務規則ならびに指示事項を承知して入札します。

年 月 日

住所  
入札者  
氏名

Ⓜ

(宛先)  
契約担当者

(その2)

入札書(物品)

|        |         |
|--------|---------|
| 入札目的   |         |
| 引渡場所   |         |
| 引渡期限   | 年 月 日まで |
| 引渡方法   |         |
| 入札保証金額 | 円       |

| 入札金額     |        |    |    |    |    |
|----------|--------|----|----|----|----|
| 内容       | 品名・規格等 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|          |        |    |    | 円  | 円  |
|          |        |    |    | 円  | 円  |
|          |        |    |    | 円  | 円  |
|          |        |    |    | 円  | 円  |
| 合計(入札金額) |        |    |    |    | 円  |

※ 「単価」欄は「円」を単位として、小数点以下第2位(「銭」の位)まで記載できます。ただし、「金額」欄には「円」単位(整数)しか記載できません。

上記の金額をもつて販売したいので、仕様書、契約書案および滋賀県財務規則ならびに指示事項を承知して入札します。

年 月 日

住所  
入札者  
氏名

印

(宛先)  
契約担当者

**付 則**

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
 滋賀県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可および監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第29号

**滋賀県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可および監督に関する規則を廃止する規則**

滋賀県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可および監督に関する規則（平成6年滋賀県規則第14号）は、廃止する。

**付 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

-----  
 滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第30号

**滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則**

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則（平成16年滋賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表滋賀県税規則（昭和25年滋賀県規則第55号）の項の次に次のように加える。

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）          | 第7条第3項  |
| 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）       | 第11条第1号、第13条第1号ロおよびチ、第16条第1号、第18条第1号ロおよびニからへまで、第22条第1号、第24条第1号ロおよびニからへまで、第28条第1号ロならびに第30条第2号イ |
| 滋賀県毒物及び劇物取締法施行細則（昭和33年滋賀県規則第53号） | 第7条第3項  |

別表社会福祉法（昭和26年法律第45号）の項の次に次のように加える。

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）           | 第58条の3、第58条の5、第58条の6第3項、第58条の8第2項および第4項（第58条の9第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）ならびに第58条の12第2項 |
| 滋賀県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和38年滋賀県規則第66号） | 第5条第2項、第8条第2項および第10条  |

別表滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年滋賀県規則第47号）の項の次に次のように加える。

|   |         |
|---|---------|
| 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号） | 第48条第2項 |
|---|---------|

別表滋賀県水源森林地域保全条例（平成27年滋賀県条例第6号）の項の次に次のように加える。

|                                    |                     |
|------------------------------------|---------------------|
| 滋賀県木材業者および製材業者登録条例（昭和29年滋賀県条例第66号） | 第3条第1項、第7条第1項および第8条 |
|------------------------------------|---------------------|

別表滋賀県収入証紙規則（昭和53年滋賀県規則第20号）の項を削る。

**付 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

-----  
 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

## 滋賀県規則第31号

## 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則(昭和38年滋賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1注3(3)中「平成17年法律第123号」の右に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、「(同法)を(令和7年9月30日までの間については障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号。以下「障害者総合支援法等一部改正法」という。))第3条の規定による改正前の障害者総合支援法」に改め、「ものに」の右に「限り、令和7年10月1日以降については障害者総合支援法第5条第6項、第7項および第12項から第15項までに規定する障害福祉サービスに係るものに」を加え、「または同法」を「または障害者総合支援法」に改める。

別表第2注4(3)中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に、「(同法)を(令和7年9月30日までの間については障害者総合支援法等一部改正法第3条の規定による改正前の障害者総合支援法」に改め、「ものに」の右に「限り、令和7年10月1日以降については障害者総合支援法第5条第6項、第7項および第12項から第15項までに規定する障害福祉サービスに係るものに」を加え、「または同法」を「または障害者総合支援法」に改める。

別記様式第1号中「次」を「下記」に、「から、」を「ので、」に、「納額告知書により」を「納入通知書により」に、「月額負担金 金 円」を「月額負担金 金 円」に改め、同様式注1中「金額」を「負担金」に、「納額告知書」を「納入通知書」に、「滋賀銀行」を「金融機関等」に改め、同様式注2中「に不服があるとき」を「について不服がある場合」に、「3月」を「3か月」に改め、同様式注3中「6月」を「6か月」に改める。

## 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
滋賀県立総合保健専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

## 滋賀県規則第32号

## 滋賀県立総合保健専門学校学則の一部を改正する規則

滋賀県立総合保健専門学校学則(昭和52年滋賀県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第12条中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り、)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

第12条第9号中「に準ずる」を「と同等以上の」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「(昭和22年法律第26号)」を削り、「高等学校を卒業した者に準ずる」を「専修学校における教育を受けるにふさわしい」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

第24条の見出し中「の授与」を削り、同条中「に、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)」を「は、学校教育法第131条の2の規定」に、「の称号を授与する」を「と称することができる」に改める。

第29条の2第1項ただし書および第31条第2項中「第8条第1項」を「第4条第1項」に改める。

別表第2中

|                    |                    |   |    |  |  |   |    |  |
|--------------------|--------------------|---|----|--|--|---|----|--|
| 人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能 | 解剖学(組織発生を含む。)      | 2 | 45 |  |  | 2 | 45 |  |
|                    | 生理学                | 1 | 15 |  |  | 1 | 15 |  |
| 歯・口腔の構造と機能         | 口腔解剖学              | 1 | 30 |  |  | 1 | 30 |  |
|                    | 歯牙解剖学(実習を含む。)      | 1 | 30 |  |  | 1 | 30 |  |
|                    | 口腔生理学              | 1 | 30 |  |  | 1 | 30 |  |
|                    | 口腔病理学              | 1 | 30 |  |  | 1 | 30 |  |
|                    | 口腔生化学              | 1 | 15 |  |  | 1 | 15 |  |
| 疾病の成り立ちと回復の促進      | 病理学(全身疾患の病態生理を含む。) | 2 | 45 |  |  | 2 | 45 |  |
|                    | 薬理学(歯科薬理学を含む。)     | 2 | 45 |  |  | 2 | 45 |  |
|                    | 微生物学(口腔微生物学を含む。)   | 2 | 45 |  |  | 2 | 45 |  |
|                    | 栄養学(生化学を含む。)       | 1 | 30 |  |  | 1 | 30 |  |

を

|                    |                    |   |    |  |  |   |    |  |
|--------------------|--------------------|---|----|--|--|---|----|--|
| 人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能 | 解剖学(組織発生を含む。)      | 2 | 45 |  |  | 2 | 45 |  |
|                    | 生理学                | 1 | 15 |  |  | 1 | 15 |  |
|                    | 栄養学(生化学を含む。)       | 1 | 30 |  |  | 1 | 30 |  |
| 歯・口腔の構造と機能         | 口腔解剖学              | 1 | 30 |  |  | 1 | 30 |  |
|                    | 歯牙解剖学(実習を含む。)      | 1 | 30 |  |  | 1 | 30 |  |
|                    | 口腔生理学              | 1 | 30 |  |  | 1 | 30 |  |
|                    | 口腔病理学              | 1 | 30 |  |  | 1 | 30 |  |
|                    | 口腔生化学              | 1 | 15 |  |  | 1 | 15 |  |
| 疾病の成り立ちと回復の促進      | 病理学(全身疾患の病態生理を含む。) | 2 | 45 |  |  | 2 | 45 |  |
|                    | 薬理学(歯科薬理学を含む。)     | 2 | 45 |  |  | 2 | 45 |  |
|                    | 微生物学(口腔微生物学を含む。)   | 2 | 45 |  |  | 2 | 45 |  |

に

改める。

付 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第29条の2第1項ただし書および第31条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第12条、第24条および別表第2の規定は、令和8年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

-----

滋賀県立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第33号

**滋賀県立看護専門学校学則の一部を改正する規則**

滋賀県立看護専門学校学則(昭和49年滋賀県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第13条中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

第13条第9号中「に準ずる」を「と同等以上の」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「(昭和22年法律第26号)」を削り、「高等学校を卒業した者に準ずる」を「専修学校における教育を受けるにふさわしい」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

第27条の見出し中「の授与」を削り、同条中「に、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)」を「は、学校教育法第131条の2の規定」に、「の称号を授与する」を「と称することができる」に改める。

第32条の2第1項ただし書および第34条第2項中「第8条第1項」を「第4条第1項」に改める。

別記様式第2号中「医療専門課程」を「看護専門課程」に改める。

**付 則**

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第32条の2第1項ただし書および第34条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第13条および第27条の規定は、令和8年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

-----  
滋賀県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第34号

**滋賀県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則**

滋賀県職場適応訓練委託規則(昭和41年滋賀県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「下請工場等の」を削る。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
滋賀県養蜂振興法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第35号

**滋賀県養蜂振興法等施行細則の一部を改正する規則**

滋賀県養蜂振興法等施行細則(昭和31年滋賀県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条および第4条中「知事」を「農業農村振興事務所長」に改める。

別記様式第1号から別記様式第4号までの様式中「滋賀県知事」を「滋賀県 農業農村振興事務所長」に改める。

**付 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県養蜂振興法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
滋賀県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第36号

滋賀県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県みつばち転飼条例施行規則(昭和31年滋賀県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「き損」を「毀損」に、「知事」を「農業農村振興事務所長」に改める。

第4条中「知事」を「農業農村振興事務所長」に改める。

第5条を削る。

別記様式第1号および別記様式第2号中「滋賀県知事」を「滋賀県 農業農村振興事務所長」に改める。

別記様式第3号中「滋賀県知事」を「滋賀県 農業農村振興事務所長」に、「き損」を「毀損」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県みつばち転飼条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第37号

滋賀県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県林業種苗法施行細則(昭和46年滋賀県規則第80号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

|               |
|---------------|
| 滋 賀 県 収 入 証 紙 |
| ち よ う 付       |

を削る。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第2号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第38号

滋賀県建設工事執行規則の一部を改正する規則

滋賀県建設工事執行規則(昭和58年滋賀県規則第30号)の一部を次のように改正する。

- 第35条の2中「年2.5パーセント」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に締結された契約に係る請負工事については、なお従前の例による。

滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第39号

滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年滋賀県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別記様式第9号(表面)を次のように改める。

様式第9号(第7条関係)

(表面)

| 整理番号  |  | 受験希望日： 月 日   |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|---------|----|------|------|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 狩 獵 免 許 申 請 書<br>(宛先)<br>滋賀県知事<br>年 月 日   |  | <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>写 真</p> <p>【注意】</p> <p>1 6か月以内に撮影したものであること。</p> <p>2 正面、無帽、上三分身、無背景であること。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>滋賀県手数料等納付済証<br/>貼付欄</p> </div> |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| ふりがな  |  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 氏 名   |  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 生年月日  | 年 月 日  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 住 所   | (〒 - )<br><br>電話番号 - -   |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 下記のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定に基づき、申請します。<br>記<br>(1) 受けようとする狩猟免許の種類(免許の種類欄の番号に○印を付してください。) |  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 1 網猟免許  | 2 わな猟免許  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 第1種銃猟免許   | 4 第2種銃猟免許  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| (2) 猟銃または空気銃の所持許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の番号および交付年月日  |  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 猟銃・空気銃所持許可証の番号  | <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 号 |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
|   |  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 交 付 年 月 日   | 年 月 日  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 免許の種類   | 狩 獵 免 許 番 号  | 試 験 の 結 果  | 適 性 試 験 |    |      | 知識試験 | 技能試験 |  |  |  |  |  |  |  |
|   |  |  | 視力      | 聴力 | 運動能力 |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 網 獵 免 許   | 号  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| わ な 猟 免 許   | 号  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 第 1 種 銃 猟 免 許   | 号  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |
| 第 2 種 銃 猟 免 許   | 号  |  |         |    |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |

別記様式第9号(裏面)中

|   |   |   |   |           |   |   |   |   |   |   |       |   |
|---|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|---|-------|---|
| 「 | 年 | 月 | 日 | 免 許 の 種 類 | 」 | を | 「 | 年 | 月 | 日 | 免 許 の | 」 |
|   |   |   |   |           |   |   |   |   |   |   |       |   |

|     |
|-----|
| 種 類 |
| 免 許 |

に改め、同様式注1中「かい書」を「楷書」に、「明りょう」を「明瞭」に改める。

別記様式第10号(表面)を次のように改める。

様式第10号(第7条関係)

(表面)

| 整理番号  |   | 受講希望日： 月 日(午前・午後)  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
|---|---|--|---------|----|------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 狩 猟 免 許 更 新 申 請 書<br>(宛先)<br>滋賀県知事<br>年 月 日   |   | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     写 真<br/>                     【注意】<br/>                     1 6か月以内に撮影したものであること。<br/>                     2 正面、無帽、上三分身、無背景であること。                 </div> |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| ふりがな  |   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 氏 名   |   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 生年月日  | 年 月 日   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 住 所   | (〒 - )<br><br>電話番号 - -  | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     滋 賀 県 手 数 料 等 納 付 済 証<br/>                     貼 付 欄                 </div>  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 下記のとおり、狩猟免許の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づき、申請します。<br>記<br>(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類(免許の種類欄の番号に○印を付してください。) |   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 1 網猟免許  | 2 わな猟免許   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 第1種銃猟免許   | 4 第2種銃猟免許   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| (2) 猟銃または空気銃の所持許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の番号および交付年月日  |   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 猟銃・空気銃所持許可証の番号<br>番 号   | <table border="1" style="width:100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td> </tr> </table> 号 |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
|   |   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 交 付 年 月 日   | 年 月 日   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 免許の種類   | 狩 猟 免 許 番 号   | 講 習 会  | 適 性 試 験 |    |      | 適性試験の免除 |  |  |  |  |  |  |  |
|   |   |  | 視力      | 聴力 | 運動能力 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 網 猟 免 許   | 号   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| わ な 猟 免 許   | 号   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 第 1 種 銃 猟 免 許   | 号   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 第 2 種 銃 猟 免 許   | 号   |  |         |    |      |         |  |  |  |  |  |  |  |

別記様式第10号(裏面)中

|         |                  |         |       |
|---------|------------------|---------|-------|
| 免許の種類   | 狩猟免許を交付した都道府県知事名 | 狩猟免許の番号 | 交付年月日 |
| 網猟免許    | 知事               | 号       | 年月日   |
| わな猟免許   | 知事               | 号       | 年月日   |
| 第1種銃猟免許 | 知事               | 号       | 年月日   |
| 第2種銃猟免許 | 知事               | 号       | 年月日   |

を

|         |                  |       |         |
|---------|------------------|-------|---------|
| 免許の種類   | 狩猟免許を交付した都道府県知事名 | 交付年月日 | 狩猟免許の番号 |
| 網猟免許    | 知事               | 年月日   | 号       |
| わな猟免許   | 知事               | 年月日   | 号       |
| 第1種銃猟免許 | 知事               | 年月日   | 号       |
| 第2種銃猟免許 | 知事               | 年月日   | 号       |

に、

|                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| 1 講習・適性試験終了後に即日受け取る方法 | 2 住所地を所管する森林整備事務所で後日受け取る方法 |
| 3 狩猟者団体等に受取を委任する方法    | 委任する団体名( )                 |
| 免状受領欄                 |                            |

を

|                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| 1 住所地を所管する森林整備事務所で受け取る方法 | 2 狩猟者団体等に受取を委任する方法 |
| 委任する団体名( )               | 免状受領欄              |

に

改め、同様式注1中「かい書」を「楷書」に、「明りょう」を「明瞭」に改め、同様式注5中「(6)」を「(7)」に改める。

別記様式第12号(表面)を次のように改める。

様式第12号(第8条関係)  
(表面)

|      |  |
|------|--|
| 税額   |  |
| 整理番号 |  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 登録番号            |  |
| 狩猟免許            |  |
| 損害の賠償           |  |
| 放鳥獣猟区の区域の登録の有無  |  |
| 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 |  |

狩猟者登録申請書

(宛先)  
滋賀県知事

年 月 日

写真

【注意】

- 1 6か月以内に撮影したものであること。
- 2 正面、無帽、上三分身、無背景であること。

|      |        |
|------|--------|
| ふりがな |        |
| 氏名   |        |
| 生年月日 | 年 月 日  |
| 住所   | (〒 - ) |
| 電話番号 | - -    |

滋賀県手数料等納付済証  
貼付欄

下記のとおり、狩猟者登録を受けたいので、(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第7項の規定により読み替えて適用する)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定に基づき、申請します。

記

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日、狩猟免許の番号および所持する免許の種類

|                                       |  |   |    |       |       |         |
|---------------------------------------|--|---|----|-------|-------|---------|
| <input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録    | 1 網  | 都道府県知事名   | 知事 | 交付年月日 | 年 月 日 | 狩猟免許の番号 |
|                                       |  |   |    |       |       |         |
| <input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録   | 2 わな   | 都道府県知事名   | 知事 | 交付年月日 | 年 月 日 | 狩猟免許の番号 |
|                                       |  |   |    |       |       |         |
| <input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録 | 3 ライフル銃<br>4 散弾銃<br>5 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む。) | 都道府県知事名   | 知事 | 交付年月日 | 年 月 日 | 狩猟免許の番号 |
|                                       |  |   |    |       |       |         |
| <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録 | 6 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む。)                     | 所持する免許の種類 <input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許 |    | 交付年月日 | 年 月 日 | 狩猟免許の番号 |
|                                       |  | 都道府県知事名   | 知事 |       |       |         |

別記様式第12号(裏面)中「ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある」を「有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の」に、

|             |  |       |         |         |   |
|-------------|--|-------|---------|---------|---|
| 免許の効力の停止の有無 |  | 停止の期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | を |
|-------------|--|-------|---------|---------|---|

|             |     |       |         |         |    |
|-------------|-----|-------|---------|---------|----|
| 免許の効力の停止の有無 | 有・無 | 停止の期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | に、 |
|-------------|-----|-------|---------|---------|----|

「

|                          |
|--------------------------|
| 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む。) |
|--------------------------|

」を「

|                          |
|--------------------------|
| 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む。) |
|--------------------------|

」に改め、同様式注2中「かい書」を「楷書」に、「明りょう」を「明

瞭」に改め、注8を注9とし、注4から注7までを注5から注8までとし、注3の次に次のように加える。

4 ライフル銃を所持している者にあつては、特定ライフル銃(ハーフライフル銃)の場合、狩猟免状の番号の下に、「特定ライフル銃」、「既得所持」(銃刀法改正施行(令和7年3月1日)前に取得の場合)等と記載してください。

別記様式第13号および別記様式第14号を次のように改める。

様式第13号(第8条関係)  
(表面)

|      |  |
|------|--|
| 税額   |  |
| 整理番号 |  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 登録番号            |  |
| 狩猟免許            |  |
| 損害の賠償           |  |
| 放鳥獣猟区の区域の登録の有無  |  |
| 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 |  |

狩猟者変更登録申請書

(宛先)  
滋賀県知事

年 月 日

写真

【注意】

- 6か月以内に撮影したものであること。
- 正面、無帽、上三分身、無背景であること。

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| ふりがな                      |          |
| 氏名                        |          |
| 生年月日                      | 年 月 日    |
| 住所                        | (〒 - )   |
| 電話番号                      | - -      |
| 変更しようとする狩猟者登録証の番号および交付年月日 | 番号 年 月 日 |

滋賀県手数料等納付済証  
貼付欄

下記のとおり、狩猟者登録の変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定に基づき、申請します。

記

(1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日、狩猟免状の番号および所持する免許の種類

|                                       |  |   |    |       |       |         |
|---------------------------------------|--|---|----|-------|-------|---------|
| <input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録    | 1 網  | 都道府県知事名   | 知事 | 交付年月日 | 年 月 日 | 狩猟免状の番号 |
|                                       |  |   |    |       |       |         |
| <input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録   | 2 わな   | 都道府県知事名   | 知事 | 交付年月日 | 年 月 日 | 狩猟免状の番号 |
|                                       |  |   |    |       |       |         |
| <input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録 | 3 ライフル銃<br>4 散弾銃<br>5 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む。) | 都道府県知事名   | 知事 | 交付年月日 | 年 月 日 | 狩猟免状の番号 |
|                                       |  |   |    |       |       |         |
| <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録 | 6 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む。)                     | 所持する免許の種類 <input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許 |    | 交付年月日 | 年 月 日 | 狩猟免状の番号 |
|                                       |  | 都道府県知事名   | 知事 |       |       |         |

(裏面)

|   |                          |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
|---|--------------------------|----------------------------|---|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------------|-------|
| (2) 変更をしようとする場所   |                          |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| 1 県の区域全部  | 2 放鳥獣猟区の区域               |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| (3) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載してください。)  |                          |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| 免許の効力の停止の有無   | 有・無                      | 停止の期間                      | 年 月 日から   | 年 月 日まで |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| (4) 猟銃・空気銃所持許可証の番号および交付年月日(第1種猟銃免許または第2種猟銃免許の場合)  |                          |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| 第1種<br>猟銃免許   | ライフル銃                    | 猟銃・<br>空気銃所持<br>許可証の<br>番号 | <table border="1" style="width:100%; height: 40px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 交<br>付<br>年<br>月<br>日 | 年 月 日 |
|   |                          |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| 散弾銃   |                          |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む。)  |                          |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| 第2種<br>猟銃免許   | 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む。) |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項   |                          |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| 共済事業  | 法人名                      | 対象損害                       | 給付額   | 被共済期間   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| 損害保険契約  | 保険会社名                    | 対象損害                       | 保険金額  | 被保険期間   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| 資産保有  |                          |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| (6) 職業  | 分類番号：                    |                            | 具体的な職業名：  |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| 分類番号<br>1 専門的・技術的職業従事者    2 管理的職業従事者    3 事務従事者    4 販売従事者<br>5 農林業従事者    6 漁業従事者    7 採鉱・砕石作業者    8 運輸・通信従事者<br>9 技能工・生産工程作業員    10 単純労働者    11 保安職業従事者    12 サービス職業従事者<br>13 分類不能の職業    14 無職 |                          |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| (7) 個人情報の取扱いについて<br>申請者の個人情報は、狩猟にかかる行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにおいて一元管理します。狩猟にかかる行政事務以外の目的で申請者の個人情報を利用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。                             |                          |                            |   |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |
| 個人情報の提供(国が提供する情報システムでの管理)の同意  |                          |                            | 1 同意する  | 2 同意しない |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                       |       |

- 注1 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出してください。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載してください。
  - 3 (1)および(2)は、変更がある場合のみ記載してください。
  - 4 (1)は狩猟免許の種類および所持する免許の種類当該項目の□にレ印を付すとともに、使用する猟具の種類当該番号を○で囲んでください。ただし、所持する免許の種類は第2種猟銃免許に係る登録の場合に限ります。
  - 5 ライフル銃を所持している者にあつては、特定ライフル銃(ハーフライフル銃)の場合、狩猟免状の番号の下に、「特定ライフル銃」、「既得所持」(銃刀法改正施行(令和7年3月1日)前に取得の場合)等と記載してください。
  - 6 第1種猟銃免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、(1)の第2種猟銃免許に係る登録を申請してください。
  - 7 (2)は該当項目を○で囲んでください。
  - 8 (4)の「猟銃・空気銃所持許可証の番号」および「交付年月日」欄は、公安委員会で交付された猟銃・空気銃所持許可証について記載してください。
  - 9 太枠欄には、申請者は記載しないでください。
  - 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第14号(第9条、第11条関係)

|   |  |
|---|--|
| 狩猟免許等再交付申請書<br>狩猟免許等亡失届出書   |  |
| (宛先)<br>滋賀県知事   |  |
| 年 月 日   |  |
| ふりがな  |  |
| 氏 名   |  |
| 生年月日  | 年 月 日  |
| ※1<br>職 業   |  |
| 住 所   | (〒 — )<br><br>電話番号 — —   |
| <input type="checkbox"/> (再交付申請)<br>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 条第 項・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり狩猟免許等の再交付を申請します。 |  |
| <input type="checkbox"/> (亡失届出)<br>下記のとおり、狩猟免許等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項の規定に基づき、届け出ます。                             |  |
| 狩猟免許等の種類  | <input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免許<br><input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 承認証(対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認)<br><input type="checkbox"/> 承認証(特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認) <input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証 |
| 番 号   |  |
| 交 付 年 月 日   | 年 月 日  |
| 亡 失 年 月 日   | 年 月 日  |
| 亡失または再交付の理由   |  |

注1 ※1の欄は、狩猟免許に係る場合は、記入不要です。  
 2 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付してください。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第15号中

|                          |       |  |   |
|--------------------------|-------|--|---|
| 変更に係る狩猟免許等の種類、交付年月日および番号 | ※4種類  | 許可証 従事者証 指定猟法許可証 狩猟免許 狩猟者登録証<br>承認証(対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認)<br>承認証(特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認)<br>麻醉銃猟許可証 | を |
|                          | 年月日番号 | 年 月 日  |   |

|                          |       |   |   |
|--------------------------|-------|---|---|
| 変更に係る狩猟免許等の種類、交付年月日および番号 | ※4種類  | <input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証<br><input type="checkbox"/> 狩猟免許 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証<br><input type="checkbox"/> 承認証(対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認)<br><input type="checkbox"/> 承認証(特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認)<br><input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証 | に |
|                          | 交付年月日 | 年 月 日   |   |
|                          | 番号    |   |   |

改め、同様式注5中「該当するものを○で囲んで」を「該当項目の□にレ印を付して」に改める。

別記様式第22号別紙6中「別記様式第25号」を「別記様式第23号」に、「別記様式第26号」を「別記様式第24号」に、「安全管理講習の内容」を「安全管理講習の日時、場所、講師、受講者、内容」に、「技能知識講習の内容」を「技能知識講習の日時、場所、講師、受講者、内容」に、「別記様式第28号」を「別記様式第26号」に、「別記様式第29号」を「別記様式第27号」に、「別記様式第30号」を「別記様式第28号」に改め、「事業従事者名簿( )」の右に「別記様式第22号」を加え、「別記様式第27号(その1)」を「別記様式第25号(その1)」に、「別記様式第27号(その2)」を「別記様式第25号(その2)」に、「別記様式第27号(その3)」を「別記様式第25号(その3)」に改める。

別記様式第33号別紙7中「別記様式第25号」を「別記様式第23号」に、「別記様式第26号」を「別記様式第24号」に、「安全管理講習の内容」を「安全管理講習の日時、場所、講師、受講者、内容」に、「技能知識講習の内容」を「技能知識講習の日時、場所、講師、受講者、内容」に、「別記様式第36号」を「別記様式第34号」に、「別記様式第28号」を「別記様式第26号」に、「別記様式第29号」を「別記様式第27号」に、「別記様式第30号」を「別記様式第28号」に、「別記様式第24号別紙5(その2)」を「別記様式第22号別紙5(その2)」に、「別記様式第27号(その1)」を「別記様式第25号(その1)」に、「別記様式第27号(その2)」を「別記様式第25号(その2)」に、「別記様式第27号(その3)」を「別記様式第25号(その3)」に改める。

付 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第40号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則(平成15年滋賀県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中

|  |                          |   |                                  |  |
|--|--------------------------|---|----------------------------------|--|
| 5 原動機の型式等<br>(推進機関としての内燃機関が複数ある場合には、その全てについて記入してください。) | (1) 製造者型式等               | (2) 原動機の方式<br>(該当するものを○で囲んでください。)                                   | (3) 機関の種類<br>(該当するものを○で囲んでください。) | (4) 主たる推進力か否かの別<br>(該当するものを○で囲んでください。) |
|  | 製造者型式：<br>製造者名：<br>モデル名： | ・4サイクル原動機<br>〔環境対策型2サイクル原動機〕<br>・筒内直接噴射方式<br>・電子制御・触媒方式<br>・ディーゼル方式 | ・船外機<br>・船内機<br>・船内外機            | ・主たる推進力である<br>・主たる推進力でない               |

を

|  |                          |   |                                  |  |
|--|--------------------------|---|----------------------------------|--|
| 5 原動機の型式等<br>(推進機関としての内燃機関が複数ある場合には、その全てについて記入してください。) | (1) 製造者型式等               | (2) 原動機の方式<br>(該当するものを○で囲んでください。)                                   | (3) 機関の種類<br>(該当するものを○で囲んでください。) | (4) 主たる推進力か否かの別<br>(該当するものを○で囲んでください。) |
|  | 製造者型式：<br>製造者名：<br>モデル名： | ・4サイクル原動機<br>〔環境対策型2サイクル原動機〕<br>・筒内直接噴射方式<br>・電子制御・触媒方式<br>・ディーゼル方式 | ・船外機<br>・船内機<br>・船内外機            | ・主たる推進力である<br>・主たる推進力でない               |

に

|  |   |                         |         |     |
|--|---|-------------------------|---------|-----|
| 手数料の納付方法<br>(該当するものを○で囲んでください。ウの場合は、申請用番号も記入してください。) | ア | しがネット受付サービスによる電子申請・電子納付 |         |     |
|  | イ | 窓口納付(現金・キャッシュレス)        |         |     |
|  | ウ | ウェブ事前登録方式コンビニ決済         | 申請用番号SG | — — |

改める。

別記様式第8号

|  |  |
|--|--|
| 7 再交付を必要とする事由<br>(再交付請求する適合証の種類ごとに記載すること。) |  |
|--|--|

を

|  |   |                         |         |     |
|--|---|-------------------------|---------|-----|
| 7 再交付を必要とする事由<br>(再交付請求する適合証の種類ごとに記載すること。)           |   |                         |         |     |
| 手数料の納付方法<br>(該当するものを○で囲んでください。ウの場合は、申請用番号も記入してください。) | ア | しがネット受付サービスによる電子申請・電子納付 |         |     |
|  | イ | 窓口納付(現金・キャッシュレス)        |         |     |
|  | ウ | ウェブ事前登録方式コンビニ決済         | 申請用番号SG | — — |

に

改める。

付 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第7号および別記様式第8号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第41号

**滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則**

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例施行規則（平成28年滋賀県規則第49号）は、廃止する。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
滋賀県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第42号

**滋賀県消防学校規則の一部を改正する規則**

滋賀県消防学校規則（昭和45年滋賀県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第1号の3までを次のように改める。

別記  
様式第1号(第5条関係)

入 校 申 込 書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋賀県消防学校長

消防(局)長  
氏 名

滋賀県消防学校消防職員初任教育に下記の者を入校させたいので、申し込みます。  
なお、健康診断の結果、特に異常のないものと認めます。

記

| 番号 | 階級 | 所属・職名 | 氏名 | ふりがな | 年齢 | 性別 | 備 考 |
|----|----|-------|----|------|----|----|-----|
|    |    |       |    |      |    |    |     |
|    |    |       |    |      |    |    |     |

- 注1 入校日時点の満年齢を年齢欄に記入してください。  
注2 健康診断の結果等で、特記事項があれば備考欄に記入してください。  
注3 欄が不足する場合は、別紙に欄を設けて記入の上、別紙を添付してください。また、別紙を添付する場合は、この入校申込書に適宜「別紙のとおり」と記入してください。

番 号  
年 月 日

(宛先)  
消防(局)長

滋賀県消防学校長

滋賀県消防学校規則第5条第2項の規定に基づき、上記の職員の入校を許可します。

様式第1号の2 (第5条関係)

入 校 申 込 書

(宛先)  
滋賀県消防学校長

番 号  
年 月 日

消防(局)長  
氏 名

滋賀県消防学校消防職員 教育に下記の者を入校させたいので、申し込みます。

記

| 番号 | 階級 | 所属・職名 | 氏名 | ふりがな | 年齢 | 性別 | 初任教育 | 食物アレルギー<br>の有無 | 備 考 |
|----|----|-------|----|------|----|----|------|----------------|-----|
|    |    |       |    |      |    |    |      |                |     |
|    |    |       |    |      |    |    |      |                |     |

- 注1 入校日時点の満年齢を年齢欄に記入してください。  
2 初任教育修了年度を初任教育欄に記入してください。(例：令和〇年度修了の場合、R〇)  
3 滋賀県消防学校での直近における修了済み教育訓練の種類および修了年度を備考欄に記入してください。  
4 欄が不足する場合は、別紙に欄を設けて記入の上、別紙を添付してください。また、別紙を添付する場合は、この入校申込書に適宜「別紙のとおり」と記入してください。

(宛先)  
消防(局)長

番 号  
年 月 日

滋賀県消防学校長

滋賀県消防学校規則第5条第2項の規定に基づき、上記の職員の入校を許可します。

様式第1号の3 (第5条関係)

入 校 申 込 書

番 年 月 号 日

(宛先)  
滋賀県消防学校長

消 防 団 長  
氏 名  
担 当 者 氏 名  
連 絡 先

滋賀県消防学校消防団員 教育に下記の者を入校させたいので、申し込みます。

記

| 番号 | 階級 | 氏名 | ふりがな | 年齢 | 性別 | 第1日目 | 第2日目 | 備 考 |
|----|----|----|------|----|----|------|------|-----|
|    |    |    |      |    |    |      |      |     |
|    |    |    |      |    |    |      |      |     |
|    |    |    |      |    |    |      |      |     |
|    |    |    |      |    |    |      |      |     |
|    |    |    |      |    |    |      |      |     |
|    |    |    |      |    |    |      |      |     |

注1 入校日時点の満年齢を年齢欄に記入してください。

2 欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入し、または別紙に欄を設けて記入の上、別紙を添付してください。また、別紙を添付する場合は、この入校申込書に適宜「別紙のとおり」と記入してください。

別記様式第2号中「滋賀県消防学校長 様」を「(宛先) 滋賀県消防学校長」に、「所属階級」を「所属・階級」に改める。

**付 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県消防学校規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第43号

**滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則**

滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則(平成14年滋賀県規則第17号)付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金貸与規則(昭和62年滋賀県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第13条中「奨励資金の貸与を受けた者(その者がその父母と同居しておらず、かつ、他の者の収入によつて生計を維持している場合にあつては、奨励資金の貸与を受けた者またはその父母)」を「次の各号に掲げる免除の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次のただし書および各号を加える。

ただし、同条第1項に規定する事由(奨励資金の貸与を受けた者の所在不明に係るものに限る。)に該当する場合であつて知事が認めるときは、当該書類の添付を要しない。

- (1) 条例第9条第1項の規定による免除 奨励資金の貸与を受けた者(その者の死亡または所在不明に係る免除の場合におけるその者を除く。)、その父母その他知事が別に定める者
- (2) 条例第9条第2項の規定による免除 奨励資金の貸与を受けた者(その者がその父母と同居しておらず、かつ、他の者の収入によつて生計を維持している場合にあつては、奨励資金の貸与を受けた者またはその父母)

**付 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**告 示**

**滋賀県告示第167号**

滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第7条第2項中「再生推進資金」を「再生支援資金」に改める。

第11条第1項中「および支援プラザ」を削り、「再生推進資金」を「事業継続・新事業促進資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄(6)に該当する融資対象者に係るものおよび同表資金使途の欄再生支援資金」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 支援プラザは、前条の規定により政策推進資金(別表第3項の表資金使途の欄事業継続・新事業促進資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄(6)に該当する融資対象者に係るものおよび同表資金使途の欄事業承継資金に該当する資金に限る。)および開業資金に係る借入申込書類の提出があつたときは、その内容について調査を行い、制度の趣旨に合致していると認めるときは、取扱金融機関に対し、当該借入申込書類の提出があつた資金のあつせんを行うものとする。

第11条の2第1項中「再生推進資金」を「再生支援資金」に改める。

別表第1項の表融資利率の欄中「年1.7%」を「年2.2%」に、「年1.65%」を「年2.15%」に、「年1.45%」を「年1.95%」に改め、同表融資期間の欄中「5年以内(ただし、融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、10年以内)」

を「同上」に改め、同表償還方法の欄中「据置期間6月以内(ただし、融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、1年以内)割賦償還」を「同上」に改める。

別表第2項を次のように改める。

2 セーフティネット資金

|      | 資金使途  | 融資対象者  | 融資限度額   | 融資利率  | 融資期間   | 償還方法   | 担保・保証人等   | 取扱金融機関   | 借入申込先  | 借入申込書類  |
|------|---|--|---|-------|--|--|-----------|--|--|---|
| 設備資金 | 不況による売上等の減少および取引先の倒産等に対処することを目的に、経営の安定または経営の改善を図るための資金(土地のみを購入する場合に要するものを除く。) | 次のいずれかに該当する中小企業者等<br>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までまたは同条第6項のいずれかの規定に該当する者として市町村長の認定を受けた者<br>(2) 大規模災害、大型倒産など県内の経済状況に深刻な影響が発生する可能性があるものとして知事が別に定める経済環境の悪化要因により、経営の安定に支障を生じている者<br>(3) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する異常な自然現象により直接被害を受けた者<br>(4) 金融機関および認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。)の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う者 | 1億円以内(ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第1号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては再生手続申立等事業者に対する関連債権額の範囲内、融資対象者の欄(2)に該当する者にあつては別に定める額、経営力強化資金の融資を受ける者にあつては借換資金と合算して2億8,000万円以内) | 年1.7% | 10年以内(融資対象者の欄(2)に該当する者にあつては別に定める期間、経営力強化資金の融資を受ける者にあつては7年以内) | 据置期間2年以内(ただし、経営力強化資金の融資を受ける者にあつては、1年以内)割賦償還(ただし、経営力強化資金の融資(融資期間が1年以内のものに限る。)を受ける者にあつては、一括償還によるものができる。) | 信用保証協会保証付 | 商工組合中央金庫<br>滋賀銀行<br>関西みらい銀行<br>大垣共立銀行<br>京都銀行<br>福井銀行<br>滋賀中央信用金庫<br>長浜信用金庫<br>湖東信用金庫<br>京都信用金庫<br>京都中央信用金庫<br>滋賀県信用組合<br>滋賀県民信用組合<br>京滋信用組合<br>近畿産業信用組合<br>滋賀県信用農業協同組合連合会 | 中小企業者にあつては商工会議所または商工会、協同組合等にあつては中小企業団体中央会(ただし、経営力強化資金の融資を受ける者にあつては、取扱金融機関) | 借入申込書(別記様式第1号)または借入申込書(別記様式第2号)<br>県税に未納がないことを証する証明書<br>許認可書等の写し<br>最近の試算表<br>直前2期の決算書または確定申告書の写し<br>法人の登記事項証明書の写し<br>融資対象者の欄(1)に該当する者にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項または第6項の規定に基づく認定書<br>融資対象者の欄(2)に該当する者にあつては、別に定める被害確認書<br>融資対象者の欄(3)に該当する者にあつては、市町長が発行する罹災証明書または被災証明書<br>融資対象者の欄(4)に該当する者にあつては、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書および事業行動計画書<br>誓約書(別記様式第3号)<br>融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面<br>融資対象が建築物に係る設備資金にあつては、建築確認申請書の写し |
| 運転   | 同上  | 同上   | 同上  | 同上    | 7年以内(ただし、  | 据置期間1年以内(た   | 同上        | 同上   | 同上   | 借入申込書(別記様式第1号)または借入申込書(別記様式第2号)   |

|      |   |   |   |   |  |   |    |    |    |   |
|------|---|---|---|---|--|---|----|----|----|---|
| 資金   |   |   |   |   | <p>中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号または同条第6項に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては10年以内、融資対象者の欄(2)に該当する者にあつては別に定める期間、経営力強化資金の融資を受ける者にあつては5年以内)</p> | <p>ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号または同条第6項に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては2年以内)割賦償還(ただし、経営力強化資金の融資(融資期間が1年以内のものに限る。)を受ける者にあつては、一括償還によるものとすることができる。)</p> | 同上 | 同上 | 同上 | <p>県税に未納がないことを証する証明書<br/>許認可書等の写し<br/>最近の試算表<br/>直前2期の決算書または確定申告書の写し<br/>法人の登記事項証明書の写し<br/>融資対象者の欄(1)に該当する者にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項または第6項の規定に基づく認定書<br/>融資対象者の欄(2)に該当する者にあつては、別に定める被害確認書<br/>融資対象者の欄(3)に該当する者にあつては、市町長が発行する罹災証明書または被災証明書<br/>融資対象者の欄(4)に該当する者にあつては、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書および事業行動計画書<br/>誓約書(別記様式第3号)</p> |
| 借換資金 | <p>不況による売上等の減少および取引先の倒産等に対処することを目的に、既往借入金(経営力強化資金の融資を受ける者以外のものにあつては、元</p> | <p>次の要件を全て満たす中小企業業者等<br/>(i) 次のいずれかに該当する者<br/>ア 中小企業信用保険法第2条第5項第1号か</p> | <p>2億2,000万円以内(増額分を含む。)(ただし、経営力強化資金の融資を受ける者にあつて</p> | <p>年2.2%(ただし、経営力強化資金の融資を受ける者にあつては、年</p> | <p>7年以内(ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号もし</p>   | 同上  | 同上 | 同上 | 同上 | <p>借入申込書(別記様式第1号)または借入申込書(別記様式第2号)<br/>県税に未納がないことを証する証明書<br/>許認可書等の写し<br/>最近の試算表<br/>直前2期の決算書または確定申告書の写し</p>  |

|  |   |  |                   |   |  |  |  |  |  |  |
|--|---|--|-------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| <p>本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ、遅滞なく返済されているものに限る。)の返済負担を軽減して資金繰りを円滑化し、経営の安定を図るための資金(土地のみを購入した際に融資を受けた資金を除く。増額については、土地のみを購入する場合に要するものを除く。)</p> | <p>ら第8号までまたは同条第6項のいずれかの規定に該当する者として市町村長の認定を受けた者<br/>イ 金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う者<br/>(2) 保証協会保証付融資(流動資産担保融資保証付融資を除く。)を受けている者で、借換を行うことで経営の改善が見込まれるもの</p> | <p>は、設備資金および運転資金と合算して2億8,000万円以内(増額分を含む。))</p> | <p>2.2%以内(固定)</p> | <p>くは第5号または同条第6項に該当する者として市町村長の認定を受けた者および融資対象者の欄(1)イに該当する者にあつては、10年以内)</p> |  |  |  |  |  | <p>法人の登記事項証明書の写し<br/>事業計画書<br/>融資対象者の欄(1)アに該当する者にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項または第6項の規定に基づく認定書<br/>融資対象者の欄(1)イに該当する者にあつては、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書および事業行動計画書<br/>融資対象者の欄(1)イに該当する者であつて、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、同項の規定に基づく認定書<br/>誓約書(別記様式第3号)</p> |
|--|---|--|-------------------|---|--|--|--|--|--|--|

別表第3項の表事業継続・新事業促進資金の項融資利率の欄中「年1.45%」を「年1.95%」に改め、同表事業承

「据置期間2  
年以内割賦  
償還(ただ  
し、事業承  
継計画の確  
認を受けた  
者にあつて  
は1年以内)」

継資金の項融資利率の欄中「年1.2%」を「年1.7%」に改め、同項償還方法の欄中「同上」を

に改め、同表SDGs推進企業応援資金の項を削り、同表再生推進資金の項中「再生推進資金」を「再生支援資金」  
に改め、同表CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進資金の項を削り、同表がんばる企業応援資金の項融資対象者の欄中

「次のいずれかに該当する中小  
企業者等

「次のいずれかに該当する中小  
企業者等

- (1) 金融機関が第三者機関か  
らの保証を利用せずに行う  
融資(以下「保証無し融資」  
という。)を同時に受ける  
中小企業者等
- (2) 金融機関の支援を受けつ  
つ、自ら経営行動計画の策  
定並びに計画の実行及び進  
捗の報告を行う中小企業者  
等

- (1) 金融機関が第三者機関か  
らの保証を利用せずに行う  
融資(以下「保証無し融資」  
という。)を同時に受ける  
中小企業者等
- (2) 金融機関の支援を受けつ  
つ、自ら経営行動計画の策  
定ならびに計画の実行およ  
び進捗の報告を行う中小企  
業者等
- (3) 認定経営革新等支援機関  
との連携により、月次で財  
務状況等を把握し、経営状  
況等の報告を行う中小企業  
者等

を

に改め、同項融資限度額の欄中

「2億8,000万円以内

(ただし、融資対象  
者の欄(1)に該当する  
者にあつては、同時  
に受ける保証無し融  
資の額が保証付融資  
の1割以上の額であ  
ること。同欄(3)に該  
当する者のうち協同  
組合等にあつては、  
4億8,000万円以内。)」

「2億8,000万円以内  
(ただし、融資対象  
者の欄(1)に該当する  
者にあつては、同時  
に受ける保証無し融  
資の額の10倍以内の  
額であること。)」

を

に改め、同項融資利率の欄中「年1.7%」を「年2.2%」に改

め、同項借入申込書類の欄中

「借入申込書(別記様式第2号)  
申込人資格要件申告書兼誓約書  
融資対象者の欄(2)に該当する者にあつて  
は、経営行動計画書  
県税に未納がないことを証する証明書  
最近の試算表  
直前2期の決算書または確定申告書の写し  
法人の登記事項証明書の写し  
誓約書(別記様式第3号)  
設備資金にあつては、融資対象に係る契約  
書の写しまたは見積書の写し、カタログ、  
設計書および図面

融資対象が建築物に係る設備資金の場合に  
あつては、建築確認申請書の写し」

「借入申込書(別記様式第2号)

申込人資格要件申告書兼誓約書

融資対象者の欄(2)に該当する者にあつて

は、経営行動計画書

県税に未納がないことを証する証明書

最近の試算表

直前2期の決算書または確定申告書の写し

法人の登記事項証明書の写し

誓約書(別記様式第3号)

別に定める申込書類

設備資金にあつては、融資対象に係る契約

書の写しまたは見積書の写し、カタログ、

設計書および図面

融資対象が建築物に係る設備資金の場合に

あつては、建築確認申請書の写し」

加える。

に改め、同表DXデジタル推進資金の項を削り、同表に次のように

|                                      |  |   |  |        |    |              |          |    |  |   |
|--------------------------------------|--|---|--|--------|----|--------------|----------|----|--|---|
| D<br>X<br>G<br>X<br>推<br>進<br>資<br>金 | 経営課題の解決や生産性の向上を図るため、地球温暖化に対応する脱炭素化等に向けたGXの取組またはデジタル技術の活用等によるDXの取組に必要な設備資金および運転資金 | 次のいずれかに該当する中小企業者等<br>(1) 脱炭素、省エネ、水質・大気汚染対策、ネイチャーポジティブ対応等GXに係る取組または設備を導入しようとする者<br>(2) 省エネ、CO <sub>2</sub> 排出量削減等に係る設備を導入しようとする者<br>(3) 経営課題の解決や成長・競争力の強化を図るため、デジタル技術の活用や、システムの導入によりDXに取り組む者 | 融資対象者の欄(1)に該当する者にあつては1億円以内、融資対象者の欄(2)に該当する者にあつては1,000万円以内、融資対象者の欄(3)に該当する者にあつては3,000万円以内 | 年1.95% | 同上 | 据置期間2年以内割賦償還 | 取扱金融機関所定 | 同上 | 中小企業者にあつては商工会議所または商工会、協同組合等あつては中小企業団体中央会 | 借入申込書(別記様式第1号)<br>事業計画書<br>県税に未納がないことを証する証明書<br>許認可書等の写し<br>最近の試算表<br>直前2期の決算書または確定申告書の写し<br>法人の登記事項証明書の写し<br>誓約書(別記様式第3号)<br>別に定める申込書類<br>融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面<br>融資対象が建築物に係る設備資金の場合にあつては、建築確認申請書の写し |
| 女<br>性<br>活<br>躍<br>推<br>進<br>資<br>金 | 女性活躍推進に取り組む中小企業者、協同組合等が、事業の拡大や経営の課題解決等を図るために必要となる設備資金および運転資金                     | 女性活躍推進に取り組む、「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」の認証を取得している中小企業者等   | 5,000万円以内  | 同上     | 同上 | 同上           | 同上       | 同上 | 同上                                       | 借入申込書(別記様式第1号)<br>県税に未納がないことを証する証明書<br>許認可書等の写し<br>最近の試算表<br>直前2期の決算書または確定申告書の写し<br>法人の登記事項証明書の写し<br>誓約書(別記様式第3号)<br>別に定める申込書類<br>融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面<br>融資対象が建築物に係る設備資金の場合にあつては、建築確認申請書の写し          |

別表第4項の表運転資金の項融資利率の欄中「年2.4%」を「年2.9%」に改める。  
別表第5項および第6項を次のように改める。





6 緊急経済対策資金

| 資金用途 | 融資対象者   | 融資限度額     | 融資利率   | 融資期間 | 償還方法         | 担保・保証人等   | 取扱金融機関   | 借入申込先                                     | 借入申込書類  |
|------|---|-----------|--------|------|--------------|-----------|--|---|---|
| 設備資金 | <p>経済環境の悪化による売上または利益の減少に対処することを目的に、経営の安定または経営の改善を図るための資金（土地のみを購入する場合に要するものを除く。）</p> <p>次のいずれかに該当する中小企業者等（セーフティネット資金の融資対象者に該当する者および中小企業者にあつては、原則として直近2か年間の平均経常利益が1,000万円を超える者を除く。）</p> <p>(1) 最近3か月間の売上が前年同期に比して5%以上減少している者</p> <p>(2) 直近決算期における売上総利益または営業利益が前年に比して5%以上減少している者</p> <p>(3) 為替相場の変動により影響を受けている次に掲げる者</p> <p>ア 円高の影響によつて、原則として最近1か月間の売上が前年同月に比して10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれる者</p> <p>イ 円安による原油価格または原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく</p> | 5,000万円以内 | 年1.95% | 7年以内 | 据置期間1年以内割賦償還 | 信用保証協会保証付 | 商工組合中央金庫<br>滋賀銀行<br>関西みらい銀行<br>大垣共立銀行<br>京都銀行<br>福井銀行<br>京都信用金庫<br>京都中央信用金庫<br>滋賀中央信用金庫<br>長浜信用金庫<br>湖東信用金庫<br>滋賀県信用組合<br>滋賀県民信用組合<br>京滋信用組合<br>近畿産業信用組合<br>滋賀県信用農業協同組合連合会 | 中小企業者にあつては商工会議所または商工会、協同組合等にあつては中小企業団体中央会 | 借入申込書（別記様式第1号）<br>県税に未納がないことを証する証明書<br>許認可書等の写し<br>最近の試算表<br>直前2期の決算書または確定申告書の写し<br>法人の登記事項証明書の写し<br>誓約書（別記様式第3号）<br>別に定める申込書類<br>融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面<br>融資対象が建築物に係る設備資金にあつては、建築確認申請書の写し |

|      |   |   |           |       |       |              |    |    |    |   |
|------|---|---|-----------|-------|-------|--------------|----|----|----|---|
|      |   | 困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っている者   |           |       |       |              |    |    |    |   |
| 運転資金 | 同上  | 同上  | 同上        | 同上    | 同上    | 同上           | 同上 | 同上 | 同上 | 借入申込書(別記様式第1号)<br>県税に未納がないことを証する証明書<br>許認可書等の写し<br>最近の試算表<br>直前2期の決算書または確定申告書の写し<br>法人の登記事項証明書の写し<br>誓約書(別記様式第3号)<br>別に定める申込書類          |
| 借換資金 | 経済環境の悪化による売上または利益の減少に対処することを目的に、既往借入金(元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ、遅滞なく返済されているものに限る。)の返済負担を軽減して資金繰りを円滑化し、経営の安定を図るための資金(土地のみを購入した際に融資を受けた資金および増額における土地のみを購入する場合に要するものを除く。) | 次のいずれかに該当する中小企業者等であつて、保証協会保証付融資(別に定める保証付融資を除く。)を受けており、借換を行うことで経営の改善が見込まれるもの(セーフティネット資金の融資対象者に該当する者を除く。)<br>(1) 最近3か月間の売上高が前年同期に比して5%以上減少している者<br>(2) 直近決算期における売上総利益または営業利益が前年に比して5%以上減少している者<br>(3) 為替相場の変動により影響を受けている次に掲げる者<br>ア 円高の影響によつて、原則として最近1か月間の売上高が前年同月に比して10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれ | 8,000万円以内 | 年2.2% | 10年以内 | 据置期間2年以内割賦償還 | 同上 | 同上 | 同上 | 借入申込書(別記様式第1号)<br>県税に未納がないことを証する証明書<br>許認可書等の写し<br>最近の試算表<br>直前2期の決算書または確定申告書の写し<br>法人の登記事項証明書の写し<br>事業計画書<br>誓約書(別記様式第3号)<br>別に定める申込書類 |

る者  
イ 円安による原油価格  
または原材料価格の上昇  
により、製品の製造もし  
くは加工または役務の提  
供に係る売上原価のうち  
20%以上を占める原油ま  
たは原材料の仕入価格が  
20%以上上昇しているに  
もかかわらず、物の販売  
または役務の提供の価格  
の引き上げが著しく困難  
であるため、最近3か月  
の平均売上高に占める原  
油等の仕入価格の割合が  
前年同期を上回っている  
者

別記様式第1号中

経営支援資金 (□一般枠 □小規模企業者枠 □小規模企業者特別枠)  
 セーフティネット資金 (□新規枠 □借換枠)  
 政策推進資金 (□事業継続・新事業促進枠 □事業承継枠 □SDGs推進企業応援枠  
 □CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進枠 □DXデジタル推進枠)  
 開業資金 (□創業枠 □創業サポート枠 □女性創業枠)  
 緊急経済対策資金 (□新規枠 □借換枠)

を

経営支援資金 (□一般枠 □小規模企業者枠 □小規模企業者特別枠)  
 セーフティネット資金 (□新規枠 □借換枠)  
 政策推進資金 (□事業継続・新事業促進枠 □事業承継枠 □GX・DX推進枠 □女性活躍推進枠)  
 開業資金 (□創業枠 □創業サポート枠 □女性創業枠 □北部振興枠)  
 緊急経済対策資金 (□新規枠 □借換枠)

に

改める。

付 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定は、令和8年4月1日以後の融資の申込みに係る資金から適用し、同日前に融資の申込みがあった資金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にある改正前の別記様式第1号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
**滋賀県告示第168号**

滋賀県建設工事請負契約約款（平成8年滋賀県告示第221号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条中「おいては」を「おいて」に、「おいて、」を「おいては、」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 発注者は、受注者の施工する工事および設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第3条第2項中「この条において」を削り、同条第3項中「健康保険、厚生年金保険および雇用保険に係る法定福利費」を「材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料および労働者災害補償保険料の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全および健康の確保に関する経費をいう。）および建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（適正な労務費の確保等）

**第3条の2** この契約による適正な労務費の確保等については、第3条の...に定めるところによるものとし、第3条の...の規定は適用しない。

**第3条の3** 発注者が必要があると認めるときは、発注者および受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

- 2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
  - (1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
  - (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号および次条第3項第2号において「下請負人」という。）に支払うものとする。
  - (3) 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。
    - ア 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。
    - イ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ウにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。
    - ウ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）

第2条の2に定める事項を含む契約を締結すること。

エ 受注者からの求めに応じて、アおよびイの支払ならびにウの契約を締結したことに係る書面を提出すること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- (1) 前項第1号の支払に関する書面
- (2) 前項第2号の支払に関する書面
- (3) 前項第3号の契約を締結したことに係る書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

**第3条の4** 発注者が必要があると認めるときは、発注者および受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を下請負人に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- (1) 前項第1号の支払に関する書面
- (2) 前項第2号の支払に関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

第7条の2第1項中「(昭和24年法律第100号)」を削る。

第10条第1項中「同項ただし書」を「同項第2号」に改める。

第23条に次の1項を加える。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことまたは当該協議に関して受注者が第49条に規定するあっせんもしくは調停を請求したこともしくは第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第24条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことまたは当該協議に関して受注者が第49条に規定するあっせんもしくは調停を請求したこともしくは第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第25条に次の1項を加える。

9 発注者は、第3項または第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことまたは当該協議に関して受注者が第49条に規定するあっせんもしくは調停を請求したこともしくは第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第34条の2第7項中「これらの規定中「請負代金額」とあるのは、」を「第1項中「契約書記載の工事完了の時期」とあるのは「契約書記載の工事完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額の支払年度区分額」と、第4項中「請負代金額」とあるのは」に改める。

第36条ただし書中「、平成28年4月1日以後新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については」を削る。

#### 付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

#### 滋賀県告示第169号

平成13年滋賀県告示第200号(新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

表備考に規定する類型をあてはめる地域を表示する図面のうち、草津市、野洲市および米原市に係るものを変更し、

その図面を滋賀県琵琶湖環境部環境政策課、滋賀県南部環境事務所および滋賀県湖北環境事務所ならびに草津市役所、野洲市役所および米原市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

**付 則**

この告示は、令和8年3月31日から施行する。

